

ウイーン売買条約 (CISG) と法学教育

曾野裕夫
ルーク・ノッティジ

毎春、復活祭を目前に控えた時期に、ウイーンには世界各国から分厚い法律書を抱えた学生たちが集まる。「ウィーメ・C・ヴィス模擬国際商事仲裁大会」に参加するためである。別の機会に紹介したように(曾野「ウイーン売買条約をめぐる法共同体の生成と法学教育」NBL六二八号(一九九八)、Nottage "Educating Transnational Commercial Lawyers for the 21st Century (I)" 法政研究六六巻一号、三号(一九九九))、これは「国連国際物品売買条約」(CISG、ウイーン売買条約)が適用になる仮想の事案をめぐって学生が準備書面の作成と口頭弁論に挑む大会である。日本は未批准のCISGは、国際取引における法律家の「共通言語(lingua franca)としてその重要性を日々」と増しており、それを反映して大会参加校の数も年々増えている。今年の第七回大会(四月一四日~二〇日)には、二八カ国から合計七九校が参加し、そのなかには九州大学から参加した大学院生五名の姿もあった。ともに以前に仲裁人として大会に参加した経験から、その教育的意義について意見が一致したわれわれは、昨

年、大会参加を視野に入れてCISGとのなかから参加希望者を募ることにした。先の五名は、その呼びかけに応じてくれた学生たちである。大会の使用言語が英語であることから言葉の壁が法律書を抱えた学生たちが集まる。